

川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会委員名簿

(平成 22 年 4 月 1 日現在 12 名)

委 員

(敬称省略)

		所 属 団 体	氏 名
学識経験者		東京海洋大学 海洋工学部教授	中 居 裕
		東京農業大学 食料環境経済学科教授	高 柳 長 直
卸売業者	青果部	川崎中央青果株式会社 南部支社長	田 村 慎 一
	水産物部	川崎丸魚株式会社 南部支社長	室 伏 孝 司
	花き部	川崎花卉園芸株式会社 南部市場長	窪 木 隆 之
仲卸業者	青果部	川崎青果仲卸組合 組合長	大 築 高 義
	水産物部	川崎魚市場卸協同組合	石 井 智 江
	花き部	有限会社 山一商店 社長	北 嘉 一 郎
売買参加者	青果部	第一川崎青果商組合 理事長	大 場 輝 行
	花き部	川崎花卉睦会 会長	竹 内 茂 信
出荷者		カ印南部市場出荷組合連合会 会長	森 辰 雄
消費者		川崎市消費者の会	梶ヶ谷 雪香

所 属	氏 名
経済労働局長	小 泉 幸 洋

事務局

所 属	氏 名
経済労働局 地方卸売市場南部市場長	松 尾 修 一
〃 南部市場管理課長	青 木 敏 之
〃 南部市場業務課長	南 誠
〃 南部市場管理課管理担当係長	大 石 陳 郎
〃 南部市場管理課管理担当主任	今 井 玲 子

川崎市地方卸売市場南部市場の管理運営体制について

(答 申)

平成22年6月

川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会

目 次

1	はじめに	1 頁
2	地方卸売市場転換後の取組み及び現状	1～2 頁
3	全国の公設地方卸売市場における民間活力の活用状況	2～4 頁
4	今後の市場管理運営体制における民間活力の活用について	4～5 頁
5	おわりに	5 頁

1 はじめに

- 南部市場は農林水産省の「第8次卸売市場整備基本方針」で、再編すべき中央卸売市場と位置付けられ、川崎市中央卸売市場開設運営協議会からの「川崎市中央卸売市場南部市場の今後のあり方」の答申に基づき、平成19年4月に公設公営地方卸売市場へ転換した。
また、この答申では、「運営方式としては公設公営方式を継承していくが、今後は第3セクター方式、民営方式などの運営方法の検討も必要である。」としている。
- 南部市場の今後の課題として、同答申は、①市場特別会計の改善、②卸売業者の運営効率化、③市場機能の活性化、④市場施設の再整備などを課題として挙げている。
- 川崎市では、こうした課題の対応として、老朽化した市場施設の再整備をはじめ、市場用地（北側用地）の有効活用策の検討や仲卸業者の誘致などの取り組みを進めているが、依然として市場取扱高は厳しい状況にある。南部市場が今後も市民への生鮮食料品等の安定的な供給の役割を果たすため、残る課題の対応として、市場特別会計の健全化、管理運営コストの縮減など効率的な管理運営体制を整えることが求められている。
- こうしたことから、平成21年12月、川崎市長が川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会に「川崎市地方卸売市場南部市場の管理運営体制」について諮問し、本審議会では4回の審議会の開催を通じ本答申を取りまとめた。

2 地方卸売市場転換後の取組み及び現状

(1) 前出の答申に基づく取組み

前出の答申の課題に対し、開設者において、次の取組みがなされてきた。

① 市場特別会計の改善

市場特別会計の改善を図るために地方卸売市場への転換時に施設使用料（駐車場使用料）の見直し、並びに管理運営費の縮減に向けた職員数の削減を実施。

② 卸売業者の運営効率化

申請・届出書類等の各種様式を見直すことで事務簡素化を図り、開設者及び卸売業者の事務負担軽減による運営効率化を促進。

③ 市場機能の活性化

市場取引の活性化を図るため、川崎市地方卸売市場業務条例及び同施行規則制定時に、開設区域の規定の削除、市場外事業者への販売の事前許可制を事後届出制に変更など取引規制の緩和を実施。さらに、平成20年度は青果・花き部門において各1社の仲卸業者を誘致。

④ 市場施設の再整備

平成19年度から平成22年度の4ヵ年計画で、老朽化に伴う施設の改善及び活性化に向けた市場機能の充実を目指し、青果定温倉庫の改修、関連売場棟の新設、品質を保持するため温度管理ができる花き卸売場棟の新設、食の安全・安心に向け温度管理ができる水産卸売場・水産仲卸棟の整備を順次実施。さらには、取扱高に見合う施設規模についても検討し、北側用地の機能を南側用地にすべて移設し、北側用地は、南部市場の活性化に寄与する事業者の誘致を検討。

(2) 現状

地方卸売市場転換後、前述のとおり様々な取り組みを実施しているが、経済情勢の悪化など市場を取り巻く環境の厳しい状況に直面しているという全国的な傾向もあり、各事業者は今後の事業展開に取り組むことができないということがうかがえる。

一方、南部市場の市場特別会計の歳入・歳出の推移についても平成19年度から4か年の計画で国庫金や市債を利用しての再整備を実施していることもあり、歳入に占める市場使用料の割合は低位にある。また、取扱金額の減少に伴い市場使用料は縮小し、施設使用料についても市場内事業者の撤退などもあり、平成19年度と比較して平成20年度では減少している状況にある。

3 全国の公設地方卸売市場における民間活力の活用状況

(1) 管理運営体制の手法

全国の地方卸売市場における民間活力を活用した管理運営体制の手法は、主に次のように分類することができる。

- ① 民間活用型（業務委託の利用）
- ② 民間活用型（指定管理者制度の導入）
- ③ 民間主導型（公有財産の民間利用）
- ④ 民間提供型（民間で整備し開設する行政非関与型）

(2) 各管理運営体制の効果、課題等

本審議会では、施設の売却などが前提となる④の類型については、検討項目からは除外することとし、①～③の3つの管理運営体制について、期待される効果と課題等について検討することとした。

① 民間活用型（業務委託の利用）

現行体制を維持したままで委託業務の範囲を拡充する方法である。

現行方式の再構築のため、運営体制の変更が最も少なく、公的サービスによる安定的な運営や条例による適正かつ公平な運営が今までどおり

確保される反面、場内事業者の多様な事業展開が困難であり、委託内容の業務水準の維持に課題が残るとも考えられる。

② 民間活用型（指定管理者制度の導入）

施設の管理運営などを民間部門（指定管理者）に委ねる方法である。市場運営コストの削減及び業務の効率化や指定管理業務の範囲内での管理者の裁量による施設の利用が期待できる反面、公平性の担保や市場運営にノウハウを持つ運営主体の有無及び選定に課題が残るとも考えられる。

③ 民間主導型（公有財産の民間利用）

公有財産を一定の条件で貸し付け、民間事業者がそれを利用して事業を行う方法である。（開設者及び管理者とも民間事業者が担う。）民間主導型では、効率的で柔軟な運営や多様な事業展開が期待できる反面、事業者間の利害関係の発生が懸念されるとも考えられる。

(3) 他市場の民間活力の活用状況

平成21年12月現在の他市場の状況は次のとおりである。

- ① 全国公設地方卸売市場協議会加入の76市場の内、11市場で市場運営の効率化あるいは管理経費などの縮減を目的として、指定管理者制度を導入し、15市場で指定管理者制度の導入について検討を行っている。他の市場でも、開設者及び管理者が行政という公設公営の現行体制を維持しながらも、警備、清掃、施設保守など施設管理部門を中心とした業務について民間委託化を実施している。

なお、開設者を民間へ移行した市場は把握した範囲では2市場である。

- ② 指定管理者が行う業務範囲は市場により個別の差異はあるが大きく次の(ア)から(ウ)の3つに分類される。

(ア) 主に市場の施設・設備の維持管理と市場内施設の使用許可を行うもの。主な業務内容としては、開場期日・時間の決定、市場の施設・設備の維持管理及び補修、市場内施設の使用指定及び許可、予定数量の公表に関することなどである。指定管理者の業務は限定的であり、行政の関与する業務が多いことから、市場内事業者への影響は少ないと思われ、最も多く市場で導入されている。

(イ) 市場の施設・設備の維持管理と市場内施設の使用許可に加えて、その利用料金の決定及び徴収までを行うもの。

(ウ) 市場内事業者への検査、改善命令など監督処分以外のほぼすべての業務を実施するもの。例として、取扱品目の決定、仲卸業者・関連事業者

の業務許可、売買参加者の承認、売買取引の制限など取引に関することであり、最も導入している市場が少ない。

なお、神奈川県内の市場で、南部市場と同時期に地方卸売市場へと転換した藤沢市地方卸売市場は、平成21年4月に指定管理者制度を導入しているが、指定管理者が行う業務範囲はこれに該当している。

4 今後の市場管理運営体制における民間活力の活用について

(1) 南部市場の管理運営体制の方向性

本審議会では、前述の検討により南部市場においては、市場運営の効率化に加え、市場の活性化に向けた効果についても併せて期待できるような新たな運営体制を構築させていく必要があるという認識に立ち、これに因應のものとして、指定管理者制度の導入に向け検討していくことが望ましいという結論に達した。

(2) 指定管理者制度選択の理由

実現の可能性も含め考慮すると「3-(1)」に記載した管理運営体制の手法のうち、①の業務委託を利用する民間活用型の体制を採用しても既に多くの業務の委託化が進められている状況にあること。また、③の民間主導型では開設者も民間となり運営体制が大きく変化し、市場関係事業者が受ける影響も大きいと、長期的な視野には入るが現状では困難と考えられること。一方、②の指定管理者制度の導入では、開設者として市が一定の関与を残したまま、民間事業者による運営体制で市場全体をリードする指導的・調整的役割を果たしていくことや市場運営コストの削減及び業務の効率化が図られることが期待できることから指定管理者制度導入の方向が望ましいであろうと考えた。また、指定管理者の裁量による利用拡大の可能性等、民間活力による市場の活性化についても期待される。

(3) 指定管理者制度導入に向けての検討課題

① 受託事業者について

指定管理者となる受託事業者は、施設管理に関する業務の見直しを行い、業務の効率化を図るなどの運営の工夫が必要となる。また、市場のPRや販売促進事業等の共同事業を市場内事業者と一体となり市場の活性化につなげていくような取組みも望まれる。

こうしたことから指定管理者の運営事業者としては、市場内事業者若しくは市場運営のノウハウを持つ受託事業者が望ましい。他市場の導入例を見ても市場の中心的役割を果たす卸売業者や市場内業者と関連のある事業者が指定管理者となるものが多い。本審議会でも卸売業者が中心となることが理想であるとの意見もあったが、南部市場においては青果・水産・花きを取り扱う各部門を持ち、各部門のそれぞれの卸売業者、仲卸業者、ま

た関連事業者等、それぞれの利害関係や部門を越えた判断も必要となることから指導的役割や調整的役割が求められるなど、他市場とは異なった状況もある。そのため、どのような事業者が有効な役割を担うことができるのか導入にあたっては今後検討が必要と考える。

② 業務範囲について

指定管理者が行う業務の範囲については、基本的に地方公共団体の長の権限に限られるものを除き、業務の移管が可能と考えられるが、既に指定管理者制度を導入した他市場では、市場ごとにその業務範囲が異なっている。当然のこととして、業務範囲の違いによる効果のほか、想定される受託事業者や市場内事業者への影響も変わるため、指定管理者に移管することができない、あるいは、移管すべきでない業務を精査するとともに、導入の効果を高めるための業務範囲の設定が重要となる。

5 おわりに

本審議会では、市長の諮問を受け、「川崎市地方卸売市場南部市場の管理運営体制」について4回にわたって協議を重ね、結果として、「指定管理者制度の導入に向け検討していくことが望ましい」とする結論に至った。

今後は開設者サイドの作業に移っていくことになるが、指定管理者制度はこれまでの管理運営体制のあり方を根本から変化させるものであることや事業者に対し多大な影響を及ぼす可能性があることから、指定管理者制度の検討や導入にあたってはより慎重な検討と対応が求められる。特に、①導入にあたっての周到な準備と検討、②効率化や導入の効果だけでなく市場の活性化に結びつくような方策の検討、③南部市場の特殊な事情に配慮した指定管理者の選定、④市場関係事業者に対する説明責任や合意形成の徹底、などに留意することが望まれる。